

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

廿日市市

2 構造改革特別区域の名称

はつかいちワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

廿日市市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)位置

廿日市市（以下「本市」という。）は、広島県の西部に位置し、古くから山陽道の要衝に当たり、広島県西部における政治、経済、文化の中心地として発展してきた。沿岸部の廿日市地域・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域から成り、総面積は489.48km²で約86%が山林で占められている。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ拡がりを持ち、自然環境に恵まれた市である。

(2)気候

本市の気候は、瀬戸内海沿岸部から西中国山地に至る多彩な地形を有するため、地域毎に大きく異なる。沿岸部と島しょ部は、瀬戸内海式気候に属し、年間平均気温は15.6℃で、年間を通じて温暖な海岸性気候である。内陸部は、沿岸部と同じく瀬戸内海式気候に属すが、高地にあるため冬季はやや気温が低く、年間平均気温は12.4℃で、積雪も見られる。山間部は、冷涼多雨で、平坦地での平均気温は、11℃前後、1月には-6℃まで下がり、冬季の積雪は、平坦地で50～60cmに達する。

(3)人口

本市の人口は、昭和50年代以降の大規模団地の開発及び2度の合併により、昭和50年から平成17年の30年間で約1.8倍と急激に伸びてきた。平成17年以降は、横ばいからやや減少傾向にあり、現在の人口は、114,906人（平成27年国勢調査）で、年齢別人口は、年少人口15,070人（13.1%）、生産年齢人口67,429人（58.6%）、老年人口31,871人（27.7%）である。国立社会保障・人口問題研究所によれば、今後は、年少人口及び生産年齢人口が年々減少し、全国的な課題でもある少子化・高齢化が進行することが懸念されており、2030年には老年人口も減少を迎えるという予測である。

(4)産業

本市の産業は、生産額や他産業への影響力が大きい製造業と、サービス業のうち粗付加価値額の高い公共サービス（公務・医療・保健）、商業・対個人サービス（飲食・宿

泊・理美容)が市経済を牽引している。また、市外通勤者の雇用者所得が市内に流入する一方、民間消費の市外流出及び市内の産業の市外依存により所得が市外へ流出しており、地域内の生産額から支出額を引いた域際収支は赤字である。

市経済の自立性を高めるためには、地域外へ財・サービスを移出する移出産業の強化や地域資源を活用した新たな経済循環の創出が必要不可欠である。特に、観光関連産業は、域外からの来訪者が市内の財・サービスを消費する移出産業であり、複合型産業として多様な産業への波及効果や経済循環の強化が期待される。

(5)観光

市内の観光においては、広島～廿日市(宮島)～岩国という世界文化遺産を結ぶルートが形成されており、国内外から多くの観光客が訪れている。本市を訪れる観光客は年々増加しており、平成28年の総観光客数は821万人、宮島来島者数は427万人、外国人観光客数は32万5千人であった。観光消費額は約277億円、1人当たりの消費額は約3,400円である。

観光関連産業は、多くの産業が関わる複合型産業であることから、市内調達率の向上等の市内産業の連関を強化することで、新たな経済循環の創出につながる可能性が高い産業である。また、今後は外国人観光客の増加等による新たな経済効果の創出も期待される。

(6)規制の特例措置を講じる必要性

人口減少と少子高齢化が地域経済において深刻な課題となる中、本市には数多くの地域資源が存在している。その潜在力や可能性を最大限に発揮することで、新たな商品・サービスの開発や国内・海外の市場開拓、さらには地域ブランドの創出等、地域資源を活かしたビジネス展開の余地は大きいと考えられる。

規制の特例措置を講ずることで、新たな地域ブランドの創出を促進し、地域の多様な関係者が連携し、独自の地域産業資源(農林水産品、鉱工業品、文化財や自然風景等の観光資源)の活用による事業活動を軸とした経済活性化、地域活性化が期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、農林水産事業者・食関連事業者・観光関連事業者が、標高差のある本市の各地域で生産される多彩な食資源を活かし、消費者・観光地・都市における多様な食需要に対応できる生産・流通・製造現場のイノベーション、商品・サービスの付加価値向上に取り組むことで、市内を縦断する新たな食産業のネットワーク「フードバレーはつかいち」を形成することを目指している。地産地消の推進に加え、地域内流通の仕組みづくりや販路の確立、商品・サービスの付加価値を高める地域資源活用や6次産業化を推進するとともに、観光分野では、「地域の魅力三点セット(地域の交流資源、食事・食材、買い物)の充実」による観光の総合産業化を目指している。

構造改革特別区域計画の策定は、「フードバレーはつかいち」及び「地域の魅力三点セットの充実」の効果的な推進に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市で生産されるぶどう等の果実を活用した新たな商品として、果実酒を製造し、古民家等を活用した農家民宿や農家レストラン等で提供することにより、新たな観光資源、交流資源を創出する。同時に、本市が有する、牡蠣やあさり、ムール貝等の水産物、ほうれん草や舞茸、あわび茸等の農林産物といった果実酒と親和性の高い地域資源や、世界遺産厳島神社や西国街道、津和野街道等の歴史文化に付加価値を加え、果実酒生産に関する地域固有の風土であるテロワールを形成し、果実酒を介した地域ブランド力を高める。さらに、市内事業者の産業連関を強化し、宿泊業、飲食業、旅行業、自然や伝統的工芸品、農林水産業を活かした体験型観光コンテンツ等の観光関連産業の総合産業化を加速させることで、多様な産業に波及させ地域の経済循環を強化する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画を実施することにより、豊富な地域資源を活用した付加価値の高い新たな商品・サービスが創出されることが期待される。特に、農家民宿や農家レストラン等の宿泊・飲食に関わる地域商品・サービスの開発・提供は、観光客の滞在時間を延伸し、観光消費額の増加等の経済的社会的効果が高い。新たな観光資源、交流資源が創出され、市内事業者の産業連関により観光関連産業が活性化することで、多くの産業への波及効果、地域の経済循環の強化につながる等、経済的社会的効果は非常に高い。

効果目標

項目	現在	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
果実酒製造事業者数	0 戸	1 戸	1 戸	2 戸
新商品・サービス数	0 個	1 個	2 個	3 個
観光消費額	276 億円	280 億円	285 億円	290 億円

※新商品・サービス数とは、本特例措置を活用した新たな観光コンテンツ等の数

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。以下同じ。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2)事業が行われる区域

廿日市市の全域

(3)事業の実施期間

上記2の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や整備される施設

上記2の者が、果実を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特別措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストラン等を営む農業者が、果実を原料とした果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地域資源を活用した特産品等を創出させるとともに、農家民宿等との一体的な運用により、豊かな自然と調和した地域特有の事業を展開することができる。また、交流人口及び観光消費額等の拡大により、地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する各種記帳等を行う義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。